

原告訴訟代理人の塚田です。続きまして、A 倉庫問題についての説明を行います。

1 前回のおさらいからとなりますが、A 倉庫とは、関電の 100%子会社である関電プラントが、A 社から賃借している保管倉庫です。そして、A 社の代表取締役は、当時高浜町（たかはまちょう）議員を務めていた■■■さんでした。

この A 倉庫について私たちは、2 つの問題、すなわち

①本件賃貸借契約が、A 社の利益を図り、■■■さんに高浜町議会議員として原発推進のための活動をしてもらう目的で、近隣の相場から大きく逸脱した高額賃料を定めて締結されたという「高値賃貸借問題」

②高額賃料を減額するに際し、■■■さんの便宜を図り、いままでどおり高浜町議会議員として原発推進活動をしてもらう目的で、■■■さんの親族が代表を務める B 社に不当な高値で土砂処分工事を発注して減額分を補填したという「賃料減額補填問題」

を指摘したうえ、

①高値賃貸借問題については被告森さん・森本さん・八木さんが、

②賃料減額補填問題については被告豊松さん・森中さんが

それぞれ故意ないし過失によって関与し、その結果、関西電力に損害を発生させたと主張しました。

2 前回の口頭弁論期日以降、私たちは、これらの主張を裏付けるために、様々な事実を指摘してきました。

まず、

①高値賃貸借契約については、

- ・高浜町幹部が、関西電力原子力事業本部の幹部社員に対し、A 社の負担軽減のために協力して欲しいと要請したこと

- ・関西電力は、当初はA倉庫の月額賃料の平米単価を相場に近い額で概算していたが、1ヶ月後には、明確な理由を示すことなくこれを大きく増額して試算したこと

- ・ A 倉庫賃貸借に関する文書に、関係当事者のスキーム図として A 社から金融機関への返済という流れが記載されていること。

- ・ 関西電力が、A 社の毎月の必要経費が記載されている「必要経費明細」と題する資料を保有していたこと。

- ・ 関西電力は、A 倉庫の賃貸借開始後、■■■さんからの要請に応じて、■■■さんが銀行から新規借り入れを行うための協力依頼文書を作成したり、A 社のメインバンクの変更のために関電プラントが銀行からのヒアリングを受けることを認めたりしたことなどを主張しました。

また、A 倉庫賃貸借が開始した後に、

- ・ ■■■さんが、高浜町議会において実際に、高浜発電所の再稼働を推進する討論を複数回にわたって行ったこと

- ・ ■■■さんが、高浜発電所の幹部に対し、自身が高浜町議員として役職に就任している間に、高浜発電所 1、2 号機の再稼働の了解をとるようにしたいと考えているなどとのめかしたこと

も主張しています。

そのうえで、A 倉庫賃貸借契約が締結された 2007 年 3 月ころの時点で関西電力の取締役であった被告森さん、森本さん、八木さんが、

- ・ A 倉庫の賃借に関して資料を用いた説明を受け、A 倉庫賃貸借スキームや、実際の賃料額が適正賃料額より著しく高額であることを認識した上で、関西電力が関電プラントとの間で A 倉庫管理委託契約を締結し、A 社に対し、関電プラントを介して A 倉庫賃貸借契約に基づく賃料相当額を支払うことを了解又は黙認したこと。

- ・ A 倉庫賃貸借契約が長期間継続し、その間にも相場に比して異常に高額な賃料が支払われる予定であることを認識できたこと

も主張しています。¹

次に、

②賃料減額補填問題については、

- ・関西電力の役職員が、■■■さんに対してA倉庫の賃料を従来の3分の1程度に減額したいと申し入れたところ、■■■さんは強く反発し、賃料減額がなされるとA社が倒産し、自分は議員活動を続けられないと述べたこと

- ・■■■さんはさらに、自身が高浜町議員として役職に就いている間に議会で高浜原子力発電所1号機、2号機の再稼働の了解をとるようにしたいと考えているなどとのめかしたこと。

- ・その後、賃料減額交渉と並行して減額分補填の代替案が検討され、結局、■■■さんの親族が経営するB社に対して土砂処分仕事を発注することになったこと

- ・B社への土砂処分工事発注が決まったのと近いタイミングで、A倉庫の賃料が、従来の3分の1程度に更改されたこと。

- ・B社に発注された土砂処分工事は、地元業者（B社を含む）が1m³当たり約2380円前後で受注するのが相場であったが、本件では3400円まで引き上げられていたこと、

を主張しています。

そして、賃料減額がなされた2018年3月ころに取締役であった被告豊松さん・同時期に原子力事業本部長代理であり令和元年に取締役となった被告森中さんが、

- ・A倉庫の賃料減額交渉・代替案の検討や交渉経過について自ら会議に出席したり、メールなどで報告を受けて承知していたことも主張しています。

3 そして、私たちは、A倉庫問題におけるこれらの事実を立証するため、事実に関して記載された文書を提出するようにと、文書提出命令申立てを行いました。

私たちが文書提出命令申立ての対象としている文書は、いずれも関西電力が設置

したコンプライアンス委員会作成の報告書において引用されているもので、A 倉庫問題に関する説明資料・会議の議事録・会社内部の打ち合わせ記録・メールなどが含まれています。

これらの文書は関西電力の内部資料であり、私たちとしては文書の提出命令申立て以外的手段によって入手することは困難です。また、文書には内部の意思決定の経過や A 社・■■■さん・B 社との交渉経過・被告らへの報告内容が具体的に記載されており、私たちが先ほど主張した事実が裏付けられると考えています。

裁判所におかれましては、どうか原告の文書提出命令申立てを認めていただき、A 倉庫問題について事案を解明するよう希望する次第です。